

第32回 安来市農業委員会総会議事録

令和8年2月24日（火） 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

1番 岩崎 金己君	2番 添田 俊之君	3番 新田 徹君	4番 横山 芳明君
5番 永塚 知芳君	6番 足立 仁行君	7番 北中 宏一君	8番 木戸 芳己君
9番 武上 隆雄君	10番 仲佐 久子君	11番 北川 正幸君	12番 新田 里恵君
13番 塩見 秀雄君	14番 渡邊 克実君	17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君
19番 渡辺 和則君			

2. 欠席委員 15番 佐々木吉茂君

3. 出席者

農業委員会事務局

事務局長 光嶋 宏政君 係長 遠藤 和喜君 主任 越野 綾香君

安来市農林振興課

主任 日向 直之君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議第131号 農地法第3条の規定による許可について
日程第 4	議第132号 農地法第4条の規定による許可について
日程第 5	議第133号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
日程第 6	報第133号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
日程第 7	報第134号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
日程第 8	報第135号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 9	議第134号 所有者を確知できない農地の告示について

5. 議事

○午後2時00分 開会

議長：齋藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第32回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：齋藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 17番 吉村委員、19番 渡辺委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日1日と決定いたしました。

○日程第3

議長：齋藤 哲君

日程第3 議第131号 農地法第3条の規定による許可について を議題とします。この際、除斥の必要がある 5番案件 を先に審議します。つきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項 の議事参与の制限により、12番 新田委員の退席を求めます。

【12番 新田委員 退席】

議長：齋藤 哲君

5番案件について、事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第131号についてご説明いたします。2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第1条の規定により申請がありましたので審議を求めるものです。6ページに5番案件を掲載していますのでご覧ください。この許可申請は、賃借権設定です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

5番は、経営拡大による賃借権設定で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約1.8km、農機具はトラクター11台、コンバイン9台、田植機5台、薬剤散布機2台を所有しています。譲受人は農地法第2条第3項各号に規定する農地所有適格法人で、農地法第3条第2項第2号の要件も満たしています。業務を執行する役員及び組合員は14名で、必要な農業従事日数を全ての方が満たしています。この農地の賃料は、■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。5番の案件について 3番 新田委員 お願いします。

3番：新田 徹君

5番案件につきまして、3番新田徹が説明させていただきます。譲渡人は大変病弱でありまして、営農の継続は難しいということで経営の縮小を希望されています。譲受人は先ほど事務局から説明がありましたとおり、周辺の農地を幅広く営農しておられます農事組合法人でありまして、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。5番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、5番の案件について、許可することで決定されました。12番 新田委員の除斥を解除します。

【12番 新田委員 着席】

議長：齋藤 哲君

続きまして、1番から4番、6番から7番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

それでは、1番から4番、6番から7番についてご説明いたします。3ページから6ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は先ほどの5番案件を含め7件で、所有権移転が6件、使用貸借権設定が1件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、生前受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約2km以内、農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は、本人、父、母の3名となります。この農地の対価は、■■です。

2番は、生前受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約2km、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。労働力は、本人、父、母の3名となります。この農地の対価は、■■です。

3番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は耕運機1台を所有しています。労働力は本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■です。

4番は、譲受人の家の隣接地であり維持管理するための所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具の所有はありません。労働力は本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■です。

6番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約300m、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機2台、糶摺り機1台を所有しています。労働力は本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■です。

7番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約100m、農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。労働力は本人、子、子の妻の3名となります。この農地の対価は、■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番と2番の案件について 8番 木戸委員 お願いします。

8番：木戸 芳己君

8番 木戸でございます。1番案件について説明させていただきます。これは親子間の生前贈与でございまして、この贈与に係りまして農地の形態の変更はありませんので、このまま子が使いますので審議のほどよろしくお願いします。2番案件につきまして、これも生前贈与で、譲渡人は高齢に伴い、息子が耕作を引き継ぐと、この土地についても農地の形状の変更はございませんので、引き続きこのまま使いますので、委員の皆さんの審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

3番の案件について 5番 永塚委員 お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚です。3番案件についてご説明させていただきます。譲渡人はごく最近施設に入り、その家自体は空き家という状態でございます。譲受人が3年前より田んぼを管理し、耕作しておりました。誰も見る者がいないから買ってこれという話から譲渡することになりました。現在も譲受人が耕作しておりますので、周りに迷惑をかけることはございません。審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

4番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。それでは4番案件についてご説明いたします。この譲渡人でございますけれども、この方の実家のお姉さんが亡くなられたということで、実家に相続される人がおられませんが、実家の土地を相続したということでございます。耕作並びに維持管理が大変難しいということで、譲受人の家の隣接地でございますので、■■で所有権移転という形になったということでございます。従いまして周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

6番と7番の案件について 11番 北川委員 お願いします。

11番：北川 正幸君

11番 北川です。6番案件の説明をします。譲渡人は数年前に父親と兄弟が亡くなりまして、農地を相続したものです。昨年までは利用権設定をしながら近くの人に作ってもらっておられましたけれども、その方も今年は作らないということで探しておられたんですけども、地区の推進委員さんのお世話で今度この譲受人が耕作することになりました。ちょうど譲受人が隣り合わせの田んぼを耕作しておりますので、近隣に影響はないものと思います。それから7番案件ですが、これも譲渡人は同じですので、条件は一緒ですけども、昨年までこの方が耕作されておられまして、続けて譲り受けて耕作したいということで近隣に影響を与えることはないと思いますので、委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決します。これらの案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番から4番、6番から7番の案件について、許可することで決定しました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第132号 農地法第4条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第132号についてご説明いたします。7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第4条第2項の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農業公共投資の対象農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。転用の目的は、店舗の建設です。申請人はイチゴを主とした農業を営まされていますが、イチゴをはじめとした果物や、生産したイチゴの加工品の販売をするための店舗の建設を計画されました。このため、自宅の敷地の一部と隣接地である申請地の農地と合わせて、店舗の敷地とするため転用するものです。これは農地法施行令第4条第1項第2号イ「農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設」に該当すると考えております。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 6番 足立委員お願いします。

6番：足立 仁行君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 2班 8番 木戸委員 お願いします。

8番：木戸 芳己君

失礼します。今月の現地調査班は2班で、木戸が発表させていただきます。永塚班長、添田委員、北川委員、渡邊委員、吉村委員、木戸、事務局から局長、遠藤係長で1時半から農業委員会会議室で概要説明を受けた後、現場に出向きました。現場では地元委員の説明を受けました。9ページの位置図をご覧ください。西側、市道の高さと同等の高さで整地し、雨水は西側と東側の既設の水路に流し、汚水は合併浄化槽にて既存水路に流します。北側に自宅があります。西側は法面、東側は法面とL型擁壁で、周辺農地、水路等への土砂の流出を防ぎます。この敷地に店舗、木造平屋建て36㎡を建設いたします。なお、この事業に関しまして土地改良の許可証、利害関係人の承諾を得ており、現地調査班としては許可妥当だと考えております。委員の皆様の審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については許可することで決定されました。

○日程第5

議長：齋藤 哲君

日程第5 議第133号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について を議題とします。この際、農業委員会等に関する法律第31条第1項 の議事参与の制限により、2番 添田委員の退席を求めます。

【2番 添田委員 退席】

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第133号についてご説明いたします。10ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見照会がありましたので審議を求めるものです。計画につきましては、13ページ下段の表の「利用集積等促進計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権309件、面積73万8千805.45㎡、使用貸借権34件、面積4万4千541㎡、全体で343件、総面積が78万3千346.45㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第133号についてご説明いたします。詳細は14ページから42ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画は、すべてしまね農業振興公社を通じた利用権設定です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件について「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。2番 添田委員の除斥を解除します。

【2番 添田委員 着席】

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 報第133号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第133号についてご説明いたします。43ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3の規定による届出を受理しましたので報告するものです。44ページから51ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については11件で、相続が11件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 報第134号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第134号についてご説明いたします。52ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告するものです。53ページから55ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については3件で、農業経営基盤強化促進法による貸借の解約3件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第135号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第135号についてご説明いたします。56ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。57ページをご覧ください。今月の通知は3件で、すべて畑に地目変更です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 議第134号 所有者を確知できない農地の告示について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第134号についてご説明いたします。58ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく告示につきまして、審議を求めるものです。59ページから62ページに告示（案）を、63ページから64ページに位置図を掲載しておりますのでご覧ください。この告示につきましては、農地の所有者ごとに行いますので、2件の告示となっております。

今回の対象農地は、すべて農地法第33条第1項、「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当します。これらの農地はこれまで農地中間管理事業による利用権設定が行われ、耕作を行ってきたものですが、所有者が亡くなられ、相続人が判明しなかったことから、耕作の事業に従事するものから農業委員会に申出があり、相続人を探索しました。しかしながら、法令で定める範囲内の探索では所有者等が判明しませんでしたので、この告示により所有者等に対して申し出をするよう、その方法と期間を公示するものです。

なお、この告示が行われた後2か月以内に所有者等からの申し出がなかった場合は、農地法第41条に基づき農地中間管理機構に通知します。その後、農地中間管理機構が県知事の裁定を受けることにより、耕作者は機構を通じて利用権設定を受け、所有者不明農地でも耕作ができるようになります。この利用権設定にあたっては、所有者が不明で、機構が借地料を国に供託する必要があることから、使用貸借は認められず、賃貸借契約となります。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。この案件について提出原案のとおり告示することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、提出原案のとおり所有者を確知できない農地を告示することで決定しました。本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第32回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後2時36分 閉会